

ヒトパピローマウイルス (HPV) は多くの人が一生涯に一度は感染するとされているウイルスです。多くの場合は自然に排除されますが、長期間感染が続くと子宮頸がんなどの病気を発症する可能性があります。

近年特に20代以降に発症が多いため、感染する可能性が低い10代前半に予防ワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できると考えられています。

ワクチンは筋肉内注射のため痛みを伴うことをご理解ください。ワクチンの情報や副反応等の情報は、このお知らせの裏面や同封のリーフレットでご確認いただき、不安や疑問があれば医師にご相談ください。

1 対象年齢

小学6年生～高校1年生に相当する年齢（平成22年4月2日～平成27年4月1日生まれ）の女子

※標準的には中学1年生の間に接種します。

※同封の予診票を使用し接種期間内に接種してください。（接種完了まで6か月程度かかりますのでご注意ください。）

区外に転出されたかたは、目黒区で交付した接種予診票は使用できませんので、転出先の自治体にお問い合わせください。

2 使用するワクチン

9価 HPV ワクチン（シルガード9）

（9つの HPV 型の感染を予防し、子宮頸がんの原因のおよそ80～90%を防ぐ効果があるワクチン。）

※HPVの感染を防ぐことで将来の子宮頸がんを予防できると期待されていますが、ワクチンでは防げないHPV感染もあります。20歳を超えたら早期発見のために子宮がん検診を受けましょう。

3 ワクチン接種のスケジュール

(1) 1回目の接種が15歳未満の場合

| 回数 | 標準的な接種間隔 | 標準的な接種間隔で接種できない場合 |
|-----|------------|-------------------|
| 1回目 | 初回接種 | |
| 2回目 | 初回接種から6か月後 | 初回接種から5か月以上後（※） |

※5か月未満で2回目を接種した場合には、3回目の接種が必要になります。

(2) 1回目の接種が15歳以上の場合

| 回数 | 標準的な接種間隔 | 標準的な接種間隔で接種できない場合 |
|-----|------------|-------------------|
| 1回目 | 初回接種 | |
| 2回目 | 初回接種から2か月後 | 初回接種から1か月以上後 |
| 3回目 | 初回接種から6か月後 | 2回目接種から3か月以上後 |

※標準的な接種間隔以上に期間があいた場合や、接種間隔にご不明な点がある場合は接種医にお問い合わせください。

4 異なるワクチンとの接種間隔

HPV ワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

5 予防接種を受ける場所

下記コードよりご確認ください。

※目黒区以外の都内22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

6 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、対象年齢（上記1）の期間内に接種を受けた場合は無料です。ただし、決められた医療機関以外での接種、対象年齢を外れての接種及び目黒区から他自治体への転出後に目黒区の予診票を用いて接種を受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。

【予防接種実施医療機関は、
こちらからご確認ください】



7 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症予防ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。(母子手帳の持参がない場合は予防接種済証の交付を受けてください。)なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

8 予防接種を受けられないかた

- (1) 明らかに発熱しているかた (37.5°C以上)
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
 - (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなかた
 - (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したかた
- ※妊娠しているかた又はその可能性があるかたや授乳中のかたへの接種は、医師が可能と判断した場合にのみ行われます。

9 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、様子が変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後 1 時間以上経てば、入浴しても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん (ひきつけ) 等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

10 予防接種の副反応について<*必ずお読みください>

注射部分の痛み、赤み、腫れ等の局所反応と、疲労感、筋肉痛、頭痛、腹痛、関節痛、じんましん、めまい、発熱、失神等の全身症状があります。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

重い副反応としては、まれに、ショック又はアナフィラキシー様症状 (呼吸困難・じんましんなど)、ギラン・バレー症候群 (両手・足の力の入りにくさなどの末梢神経の病気)、急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) (頭痛、嘔吐、意識低下などの脳や神経の病気) などがあらわれることがあります。接種後に体調の変化があった場合には、すぐに医師に相談してください。

※ワクチン接種後に痛みや不安のためと思われる血管迷走神経反射として失神 (いわゆる脳貧血) があらわれることがあります。接種後に移動する時には保護者又は医療従事者に付き添ってもらい、接種後 30 分程度は体重を預けられるような場所に座るなどして様子を見るようにしてください。また、接種当日は、激しい運動は避け、接種部位を清潔に保ち、体調管理をしっかり行ってください。

11 健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害 (医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること) は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

12 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

お子さんの予防接種は、原則保護者の同伴が必要ですが、お子さんが13歳以上でHPV予防接種を受ける場合、保護者が同伴しなくても接種を受けることができます。諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状 (区指定様式) を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄 (同意欄) に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状 (子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

153-8573 目黒区上目黒2-19-15

TEL:03-5722-7047

FAX:03-5722-9890